2　前項に掲げる課のほか、総務部に総務企画調整官（大阪航空局に限る。）及び広報対策官それぞれ一人を置く。

（契約課の所掌事務）

第九条　契約課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方航空局の行う入札及び契約に関すること。

二　国の直轄の事業についての入札及び契約の技術的な事項に係る審査及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

三　国の直轄の事業の工事の検査に関すること。

第十条　（略）

第十一条　削除

（空港部に置く課等）

第十五条　空港部に、次に掲げる課を置く。

管理課

空港企画調整課

空港経営改革調整課（大阪航空局に限る。）

空港安全監督課

補償課（大阪航空局に限る。）

環境・地域振興課

土木建築課

機械課

2　（略）

（空港経営改革調整課の所掌事務）

第十八条　空港経営改革調整課は、地方航空局の所掌事務に関する空港等の管理における民間の能力の活用の推進に関する調整に関する事務をつかさどる。

（土木建築課の所掌事務）

第二十二条　土木建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土木施設に関する工事及び保守に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに空港企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

二　建築施設に関する工事及び保守に関すること（空港企画調整課及び建築調整官の所掌に属するものを除く。）。

（機械課の所掌事務）

第二十五条　機械課は、地方航空局の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関する事務（保安部及び空港企画調整課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削る）

2　前項に掲げる課のほか、総務部に総務企画調整官及び広報対策官それぞれ一人を置く。

（新設）

第九条　（略）

第十条及び第十一条　削除

（空港部に置く課等）

第十五条　空港部に、次に掲げる課を置く。

管理課

空港企画調整課

関西国際空港・大阪国際空港課（大阪航空局に限る。）

空港安全監督課

補償課（大阪航空局に限る。）

環境・地域振興課

土木建築課

機械課

技術管理課

2　（略）

（関西国際空港・大阪国際空港課の所掌事務）

第十八条　関西国際空港・大阪国際空港課は、関西国際空港及び大阪国際空港の設置及び管理に関する事項についての国の地方行政機関、地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（土木建築課の所掌事務）

第二十二条　土木建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土木施設に関する工事及び保守に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに空港企画調整課及び技術管理課の所掌に属するものを除く。）。

二　建築施設に関する工事及び保守に関すること（空港企画調整課及び技術管理課並びに建築調整官の所掌に属するものを除く。）。

（機械課の所掌事務）

第二十五条　機械課は、地方航空局の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関する事務（空港企画調整課及び技術管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（技術管理課の所掌事務）

第二十六条　技術管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港部の所掌事務に関する国の直轄の事業（委託によるものを含む。）についての入札及び契約の技術的な事項に係る審査及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

二　空港部の所掌事務に関する国の直轄の事業（委託によるものを含む。）の工事の検査に関すること。